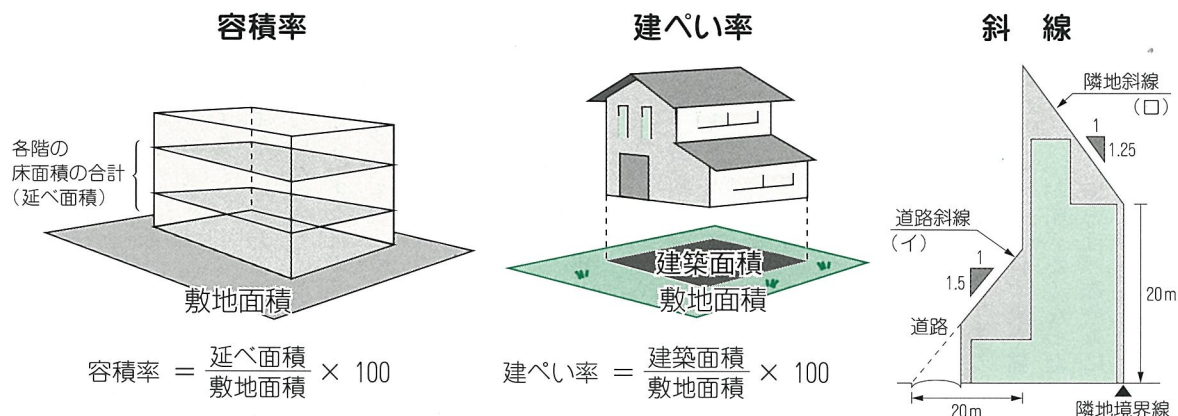


容積率・建ぺい率等を見直します

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が施行され、千葉県では用途が定められていない地域を対象として、平成16年5月までに次のとおり見直しを予定しています。



見直しの内容

【現在】	【改正後】
容 積 率 400%	選択 400, 300, <u>200</u> , 100, 80, 50%
建ぺい率 70%	選択 70, <u>60</u> , 50, 40, 30%
斜 線	
道 路 1:1.5	選択 <u>1:1.5</u> , 1:1.25 [斜線の(イ)]
隣 地 31m+1:2.5	選択 31m+1:2.5, <u>20m+1:1.25</u> [斜線の(□)]

(~~~~~ は、千葉県が見直しを予定している一般基準)

問合せ 都市建設課都市整備室 ☎041211 内線1631・1632

用途地域の変更案を縦覧します

建築基準法等の一部改正に伴い、用途地域の一部について、現在定められている建ぺい率の数値を都市計画の決定事項として表記するものです。

●縦覧の日時 ◇平成14年9月17日(火)から10月1日(火)

午前8時30分から午後5時15分まで(土、日曜日、祝日を除く)

●縦覧場所 ◇都市建設課都市整備室

この案について意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。(郵送の場合は、最終日の消印有効)

●意見書の提出方法 ◇住所、氏名、年齢を明記して、意見書の要旨を400字詰め原稿用紙(A4版)2枚以内にまとめてください。

●提出先 ◇都市建設課都市整備室(〒289-1793 光町宮川11902番地)